7月1日から31日までに

所得変動による19年度市県民税の軽減
対象者は申告をお忘れなく

平成19年度から税源移譲により、所得税と市県民税の税率が変わりました。これに伴い、多くの人は所得税額が減額に、市県民税額は増額になり、基本的に所得税と市県民税を合わせた税負担の増減が生じないようになっています。

しかし、退職などの理由により、19年中の所得が大きく下がり、19年分の所得税がかからない場合があります。その場合、所得税を減額する部分がなくなり、19年度の市県民税（18年中所得に課税）の増額のみが生じて税負担が増えてしまいます。

このため、19年度の市県民税を減額する経過措置を設けることになりました。なお、すでに市県民税を納付済みの場合は還付されます。

問合せは市民税グループ（0798・35・3214）へ。

対象者

次のいずれの要件も満たす人が対象になります。

◇19年度市県民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）が、市県民税と所得税の人的控除（配偶者控除・扶養控除・基礎控除など）額の差の合計額を上回る

◇20年度市県民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む）が、市県民税と所得税の人的控除（配偶者控除・扶養控除・基礎控除など）額の差の合計額以下である

減額される金額

19年度市県民税の税源移譲後の税率で計算し、調整控除を行った後の税額と、税源移譲前の税率により再計算した税額との差額が減額になります＝下図参照。

申告方法

7月1日から31日（7月1日以後に、この減額措置の適用を受けることになった人は、適用を受けることになった日から1カ月を経過した日の前日）までに、19年度市県民税が課税された市区町村へ所定の申告書を提出してください。

本市に19年度と20年度の申告などがあり、該当すると思われる人には、6月末ごろに申告書を送付します。

本市の場合は、市民税グループまたは各支所（アクタ西宮ステーション、市民サービスセンター除く）に提出を。

なお、申告書は、市民税グループ、各支所（アクタ西宮ステーション、市民サービスセンター除く）で配布するほか、市のホームページ（アドレスはページ下参照）の「くらす西宮」の中の「市税」からダウンロードできます。

申告Q&A

（Q）19年中に西宮市に転入した場合の申告先は？

（A）19年度市県民税を課税した市区町村（19年1月1日の住所地）に申告してください

（Q）20年1月1日現在で死亡している場合や海外に転出している場合は申告できますか？

（A）20年度市県民税の課税要件を満たしていないため、減額措置の対象にはなりません

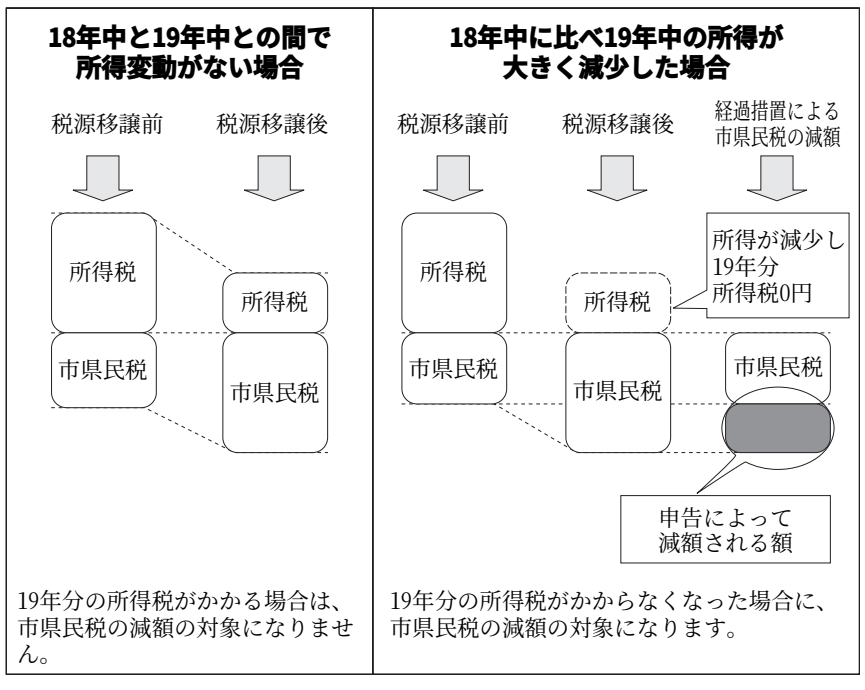

市県民税（普通徴収）第1期分 納期限6月30日

必ず納期限までに納付を▷納付は便利な口座振替で▷問合せ先…納税については納税グループ（0798・35・3238）へ、課税については市民税グループ（0798・35・3267）へ

市県民税の住宅ローン控除の申告を

市県民税の住宅借入金特別控除（住宅ローン控除）の申告が済んでいない人は、6月20日までに市民税グループへ。

技能功労者表彰

候補者がいる団体は7月10日までに推薦を

市は、平成20年度技能功労者表彰候補者数の事前調査を行っています。

この表彰は、優れた技能をもって社会に貢献した人をたたえ、技能者の社会的地位や技能水準の向上を目的として行われるものです。候補者は次の要件をすべて満たしている人です。候補者がいる団体などは、7月10日までに所定の用紙を勤労福祉課（0798・32・7123）へ提出してください。

《候補者の要件》

①市内在住・在勤者

②極めて優れた技能をもち、他の技能者の模範であること

③55歳以上で同一職種の経験が25年以上あり、中小企業に従事（当該経験にもとづく技能の大部分を大企業か官公庁で得た人を除く）していること

④現在もその職に従事し、指導的立場にあること

⑤各業種団体（事務所を含む）または西宮商工会議所の推薦を得られるか、市長が特に推薦する人であること

⑥過去にこの表彰を受けたことがないこと

警報を発令

交差点では特に注意を

市内で交通死亡事故が多発しています

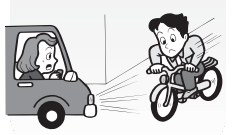

市内では、交通事故による今年の死亡者数が、5月19日現在で7人になり、すでに昨年1年間の6人を上回っています。

このため、西宮市交通安全推進協議会は、交通死亡事故多発警報の発令および非常事態宣言を行い、広報車による事故防止の呼びかけや交差点での監視活動、事故につながる可能性が高い違反の取り締まりなど、対策を強化しています。

なお、6件が交差点かその付近で発生、4件は歩行中や自転車運転中の高齢者が関係しています。皆さんも交通ルールを守り事故防止に努めましょう。

問合せは交通安全対策課（0798・35・3806）へ。

《歩行中・自転車運転中の交通事故を防ぐ注意点》

夜間は反射材を活用する▽信号・横断歩道のある場所を横断する▽交差点では、しっかり安全確認をする▽自転車の運転ルールを守る

B型・C型ウイルス性肝炎

インターフェロン治療費を助成

B型・C型ウイルス性肝炎患者のインターフェロン治療に必要な医療費を、県が助成します。

所定の申請書と診断書に健康保険証、世帯全員の住民票、市県民税課税額証明書を添えて、保健所健康増進課（0798・26・3675）へ申請してください。

申請書と診断書は同課にあるほか、県のホームページ（http://web.pref.hyogo.jp/）からダウンロードできます。

【対象になる医療費】B型・C型慢性肝炎とC型代償性肝硬変のウイルス除去のために行う保険適用となるインターフェロン治療で、平成20年4月1日以降の初診料、再診料、検査料、入院料、薬剤料が対象（入院中の食事代などは助成対象外）

【助成期間】申請書を受理した月から1年間。ただし、7月31日までに申請書を受理した場合は、4月分までさかのぼって適用されます

【1カ月あたりの自己負担限度額】1万円または3万円または5万円（世帯の市県民税課税年額に応じて異なる）

山口支所が移転

8月4日から山口中央公園内の仮設事務所に

来春オープン予定の複合施設「山口センター」の整備工事に伴い、山口支所は、8月4日から山口中央公園内の仮設事務所（山口町下山口5丁目11―1）に移転し、業務を行います。

現在、同公園内では、安全や周辺環境に配慮しながら仮設事務所の建築工事を行っています。市民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

※移転場所の詳細は、7月10日号でお知らせします

【問合せ先】山口支所（078・904・0395）▽工事についての問合せは営繕グループ（0798・35・3716）

山口公民館休館

8月1日から来年3月31日まで

山口センターの工事に伴い、山口公民館は、8月1日から来年3月31日まで休館します。

問合せは中央公民館（0798・67・1567）へ。

ミャンマーと中国の被災者支援

義援金を募集

市は、5月2日に発生したミャンマー・サイクロンと5月12日に発生した中国四川省地震による被災者への支援のため、8月31日まで義援金を募集しています。募金箱の設置場所は次のとおり。市民の皆さんのご協力をお願いします。

問合せは防災・安全総務グループ（0798・35・3547）へ。

【募金箱の設置場所】市役所本庁舎1・2・6階、各支所、夙川市民サービスセンター、水道局本局、中央公民館、西宮市貝類館、西宮市国際交流協会、中央・北口・鳴尾図書館